

文化ファッション大学院大学 単位履修に関する細則

(趣旨)

第1条 文化ファッション大学院大学学則に基づき、この細則を定める。

(履修科目の確定)

第2条 履修科目は、履修登録によって確定する。

第3条 履修登録は、定められた期日までに行わなければならない。履修科目確定後の変更は原則として認められない。

第4条 履修科目のうち、事情によって履修追加及び取消をする場合には、指定する期日までに所定の手続きを行わなければならない。

(単位認定及び成績評価)

第5条 学位認定に必要な単位数は、50単位以上とする。

※学位が認定されるためには、必修科目・選択科目それぞれにおいて学則に記載の定められた最低単位数は必ず取得しなければならない。

第6条 1年間の履修単位の上限は35単位とする。

第7条 ファッションクリエイション専攻では「修了作品」および「ポートフォリオ」を、ファッションマネジメント専攻では「修了研究プロジェクト報告書」を修了要件とする。

第8条 成績基準評価については、シラバスに明示する。

第9条 履修科目の単位は、原則として次の条件を充足した者に認定される。

(1) 定期試験(レポート、論文、作品を含む。以下同じ)において合格点に達した者

第10条 成績評価は、定期試験結果・授業への参加意欲等を総合して決定し、その科目の総合点は次による。

(1) 90点以上をAA、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をEとし、C以上を合格、Eを不合格とする。またP(認定)を置き、科目の合否のみを判定する評価とする。

(2) GPA (Grade Point Average) 制度は別表1に定めるとおりとする。

(定期試験)

第 11 条 定期試験は原則として学期ごとに行う。

(追試験及び再試験)

第 12 条 次の各号の一に該当するもので定期試験を受験し得ない者は、第 13 条の手続きを経ることによって追試験が認められる。

- (1) 病気 (医師の診断書添付)
- (2) 交通事故 (相当の証明が必要)
- (3) 慶弔
- (4) 公欠
- (5) その他、教授会または担当教員が正当の理由と認めた場合

第 13 条 追試験を受けようとする者は、所定の願出用紙に追試験料を添え、教学事務室に提出しなければならない。追試験料は 1 科目 1, 0 0 0 円とし、その評価の点数は最高 8 5 点を限度とする。

第 14 条 定期試験及び追試験の不合格者は、その科目の担当教員の許可がある場合に限り、当該年度内において再試験を受験することができる。再試験を受けようとする者は、所定の願出用紙に再試験料を添え、教学事務室に提出しなければならない。再試験料は 1 科目 1, 0 0 0 円とし、その評価の点数は最高 6 0 点を限度とする。

(不合格及び再履修)

第 15 条 次の各号の一に該当する者は、その科目を不合格とし不合格の決定通知は原則として当該年度末までに行われる。

- (1) 成績評価が不合格の者
- (2) 正当な理由なく試験を受験しなかった者

第 16 条 不合格者が再履修を希望する場合は、所定の願出用紙に再履修料を添えて、教学事務室に提出しなければならない。

再履修料は 1 単位 2, 0 0 0 円とする。

第 17 条 次に該当する場合は、公欠と認め、授業総時数から除外して算定する。

(受験証明書、医師の診断書等、証明できる書類を添付すること)

- (1) 本大学院の認定した就職試験を受験した場合
(選考過程の一部となる会社等説明会含む)
- (2) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患し、医師の診断に基づき出席停止となった場合

なお、本大学院が公欠と認める感染症と出席停止期間については、別表 2 に定めるとおりとする。

- (3) 通学区間の交通機関が不通になった等で通学困難となった場合
- (4) 本大学院の要請または許可によって学校の行事、その他の公的行事に参加した場合
- (5) その他、教授会が認めた場合

(留年について)

第 18 条 2 年間で学位認定に必要な 50 単位が取得できなかった場合、留年となる。留年の場合の学費は、次のように定める。

- (1) 在籍料として、年間学費（授業料、演習実習費、教育充実費）の 1/3
 - (2) 履修科目（必修、選択ともに）および聴講科目 1 単位につき 30,000 円
- 上記（1）、（2）の合計金額（ただし、上限は年間学費の合計金額）とする。

(その他)

第 19 条 通年の開講科目における前期の定期試験の不合格者については、通年の成績評価が合格点に達した場合は、単位を認定することができる。

第 20 条 遅刻、早退は合わせて 3 回を授業時間数の欠席 1 回として換算する。

第 21 条 次の各号の一に該当するものは慶弔と認め、授業総時数から除外して算定する。

- (1) 忌引 一親等、配偶者、同居中の配偶者の父母（7 日以内）、二親等（5 日以内）
- (2) 二親等以内の結婚（1 日）
- (3) 本人の結婚（7 日以内）
- (4) (1)、(2) については遠距離の場合には別に往復の日数を加算できる。
(日数は、日曜・祝日を含まない)

第 22 条 定期試験に替えて、レポートまたは作品等を成績として評価する科目については、その提出期限を越えて提出した場合は、原則として不合格とする。ただし、正当な理由がある場合は、その科目の担当教員の許可を得て、所定の手続きを経た後、受理することができる。

第 23 条 試験につき、不正行為ありと認めた場合は、教授会の決定により、その科目の成績評価は 0 点とする。

第 24 条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 2 この細則は、平成 23 年度の入学生から適用する。ただし、第 18 条については、現に在学（留年生を除く）する学生にも適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 2 この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 2 この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 2 この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 2 この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 2 この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 2 この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 2 この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和 3 年 6 月 1 日から改定施行する。
- 2 この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

別表 1

GPA 制度について

■GPA (Grade Point Average) 制度の採用について

本大学院では、1 単位あたりどの程度学習成果を上げたかを計る評価方法として GPA 制度を導入する。

GPA は履修した科目の成績 (評価) を基に、下記のとおりポイントを算出する。この GPA ポイントで、学生自身の学習達成度を計るとともに教員による学習指導等への活用を検討している。

■GPA の算出方法

対象科目：必修科目、選択科目の最終評価。

成績評価	ポイント換算	
AA	5	
A	4	
B	3	合格
C	2	
C (再試の場合)	1	
E	0	不合格

$$(AA \text{ 評価の科目単位合計} \times 5) + (A \text{ 評価の科目単位合計} \times 4) + (B \text{ 評価の科目単位合計} \times 3) + (C \text{ 評価の科目単位合計} \times 2) + (C \text{ 評価[再試]の科目単位合計} \times 1) + (E \text{ 評価の科目単位合計} \times 0)$$

=

GPA
ポイント

対象科目の単位数の合計

■その他

「P (認定)」はGPA 計算の対象科目から除く。

別表 2

【第一種・第二種】（公欠扱い）

分類	疾病名	出席停止期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属 SARS コロナウィルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属 MERS コロナウィルスであるものに限る）、及び特定鳥インフルエンザ ※上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	

【第三種】（公欠扱い）

分類	疾病名	出席停止期間
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症が強く疑われる場合）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登園可能

【第三種】（本大学院の判断で出席停止の措置が必要だと判断された場合、公欠扱い）

分類	疾病名	出席停止期間
その他の感染症	サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症 ①カンジダ感染症 ②白癬感染症、特にトングランズ感染症	各疾患により異なる